

◎新潟県告示第130号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成31年2月12日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新潟五泉間瀬線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
五泉市尻上字堤下戊256番1から	新	6.3～30.6メートル	568.1メートル
同市橋田字番屋寅15番4まで	旧	6.3～30.4メートル	565.9メートル